明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三五）　一

〔告　示〕
○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働・経済産業一）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産五四八）　二七
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同五四九）　三〇
○肥料の登録が失効した件（同五五〇）　三一
○危害行為の防止に関する施策の基本となるべき方針（国土交通三一四）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録等関係　七六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七七
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第三十五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十日

厚生労働大臣　後藤　茂之